

宿泊税検討経緯について

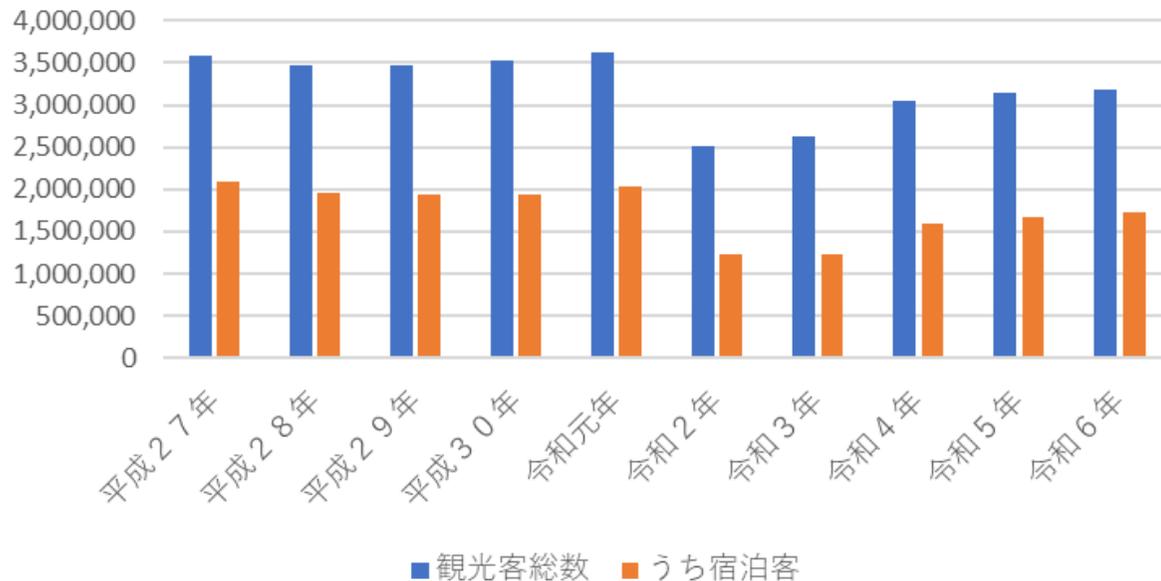
第1回白浜町宿泊税検討委員会
令和7年10月30日

宿泊税検討経緯について

(1)観光の現状

過去10年の観光客数推計を見ると、宿泊客は和歌山県において国民体育大会（現在の国民スポーツ大会）が開催された平成27年が最も多く、日帰り客は令和元年が最も多くなっており、観光客総数としてのピークも同じく令和元年となっている。しかしながら翌令和2年からの新型コロナウイルス感染症の影響により、特に宿泊客数は大きく落ち込み、コロナ禍後に回復傾向にあるが、令和6年の観光客総数は、最盛期の対元年比で87.6%と戻りきっていない状況にある。

白浜町観光客数の推移



白浜町における観光客推計

(単位：人)

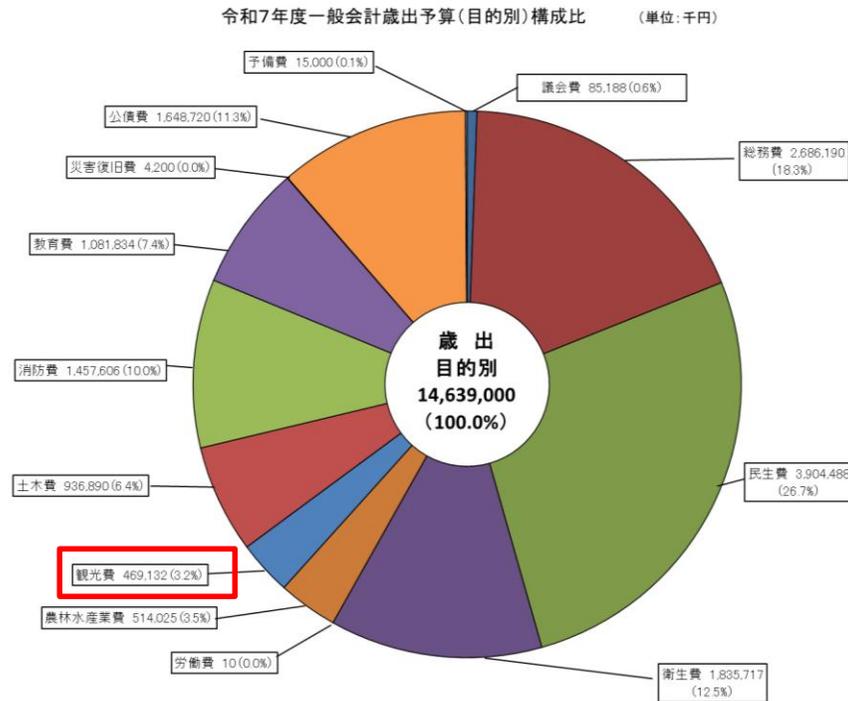
年別	観光客総数	うち宿泊客	うち日帰り客
平成27年	3,595,676	2,092,119	1,503,557
平成28年	3,468,913	1,963,919	1,504,994
平成29年	3,464,960	1,947,269	1,517,691
平成30年	3,521,818	1,945,046	1,576,772
令和元年	3,631,300	2,027,448	1,603,852
令和2年	2,522,331	1,221,742	1,300,589
令和3年	2,622,423	1,225,600	1,396,823
令和4年	3,041,218	1,586,825	1,454,393
令和5年	3,145,444	1,677,304	1,468,140
令和6年	3,184,528	1,733,049	1,451,479

宿泊税検討経緯について

(1) 観光の現状

令和7年度白浜町一般会計歳出当初予算における観光費は469,132千円で全体の3.2%となっている。

また、令和6年度決算における主な支出は右表のとおりである。



①観光施策に支出している経費(R6決算)主なもの (単位:千円)

項目	主なもの	決算額
観光課職員人件費	人件費	63,900
内訳(主なもの)	報酬、給料、職員手当等、共済費	63,900
観光関連団体補助	観光協会(白浜、椿、日置)、旅館組合補助金	69,100
内訳(主なもの)	南紀白浜観光協会補助金	61,000
	椿温泉観光協会補助金	3,600
	日置川観光協会補助金	1,500
	白浜温泉旅館協同組合補助金	3,000
イベント補助	観光振興等特別宣伝補助金、各種イベント補助金他	26,200
内訳(主なもの)	観光振興等特別宣伝補助金	18,500
	各種イベント補助	2,800
	オーシャンサーフチャレンジ	1,600
	ビーチアルティメット	3,000
誘客促進・プロモーション	スポーツ合宿誘致補助、観光客誘客事業他	54,000
内訳(主なもの)	スポーツ合宿誘致事業補助金	15,100
	観光バスツアー誘客促進補助金	3,600
	観光客誘客等業務委託料	22,000
	観光PR動画作成等業務委託料	2,800
海水浴場開設費	警備委託料、清掃委託料、海水浴場監視委託料他	51,700
内訳(主なもの)	白良浜海水浴場費	44,900
	江津良海水浴場費	2,900
	臨海海水浴場費	3,000
	椿海水浴場費	900
公園、施設維持管理費	海岸、公園の清掃業務、平草原公園、足湯、白浜会館費、健康交流拠点施設等の維持管理費等	157,300
内訳(主なもの)	公園、平草原公園(維持管理費)	112,700
	向平キャンプ場運営事業費	1,300
	健康交流拠点施設事業費	34,100
その他	各種負担金、商工振興費他	56,700
内訳(主なもの)	白浜町商工会補助金	9,500
	合計	478,900

宿泊税検討経緯について

(2)観光振興の重要性

平成26年3月、白浜町観光産業経済効果調査協議会が取りまとめた白浜町観光産業経済効果実態調査において、白浜町全産業の観光依存度は43.1%と示された。観光産業は白浜町の基幹産業であり、宿泊業者だけでなく、卸売り、飲食や付随するサービス業など裾野が極めて広く、経済・産業への生産波及効果により地域経済の活性化に大きな影響があることから、人口減少が進み、地域の経済産業活動の縮小が懸念される中において、より一層「観光関連産業振興」の重要性は高まってきている。また、白浜町の第2次長期総合計画や白浜温泉街活性化構想推進計画など、町の計画上も観光振興・観光施策は重要な位置付けとなっており、「世界に誇れる観光リゾート白浜・オンリーワンの観光地」の実現を目指し、観光振興に取り組んでいく。

第2次白浜町長期総合計画「～輝きとやすらぎと交流のまち 白浜～」

【基本方針・現状と課題】※一部抜粋

町の持続的な発展をめざして、魅力的な観光地に向けた戦略的かつ計画的な取り組みを推進し、地域のにぎわいを創出します。

観光産業は、重要な成長分野であるといわれている中、グローバル化の進展や人々の価値観の多様化などに伴い、観光地に求められるニーズは多種多様なものとなっています。本町は、風光明媚な海岸や湯量が豊富で泉質の良好な温泉、森と清流と海が織りなす豊かな自然と、世界遺産の「熊野古道大辺路」をはじめ、史跡・文化財などの豊富な観光資源に恵まれているほか、県内唯一の空港である南紀白浜空港が立地する温泉宿泊地となっています。そのような中、平成28年3月に「白浜温泉街活性化構想推進計画」を策定し、「世界に誇れる観光リゾート白浜・オンリーワンの観光地」というテーマのもと、白浜温泉を核とした観光振興に取り組んでいます。

さらに、椿地域は湯治場として全国的に知れ渡っており、日置川地域においては、地域資源を生かした体験・交流型観光を積極的に進めています。今後とも、各地域の特性を発揮し、地域ぐるみによる取り組みを推進していくことが必要です。

【施策の体系】

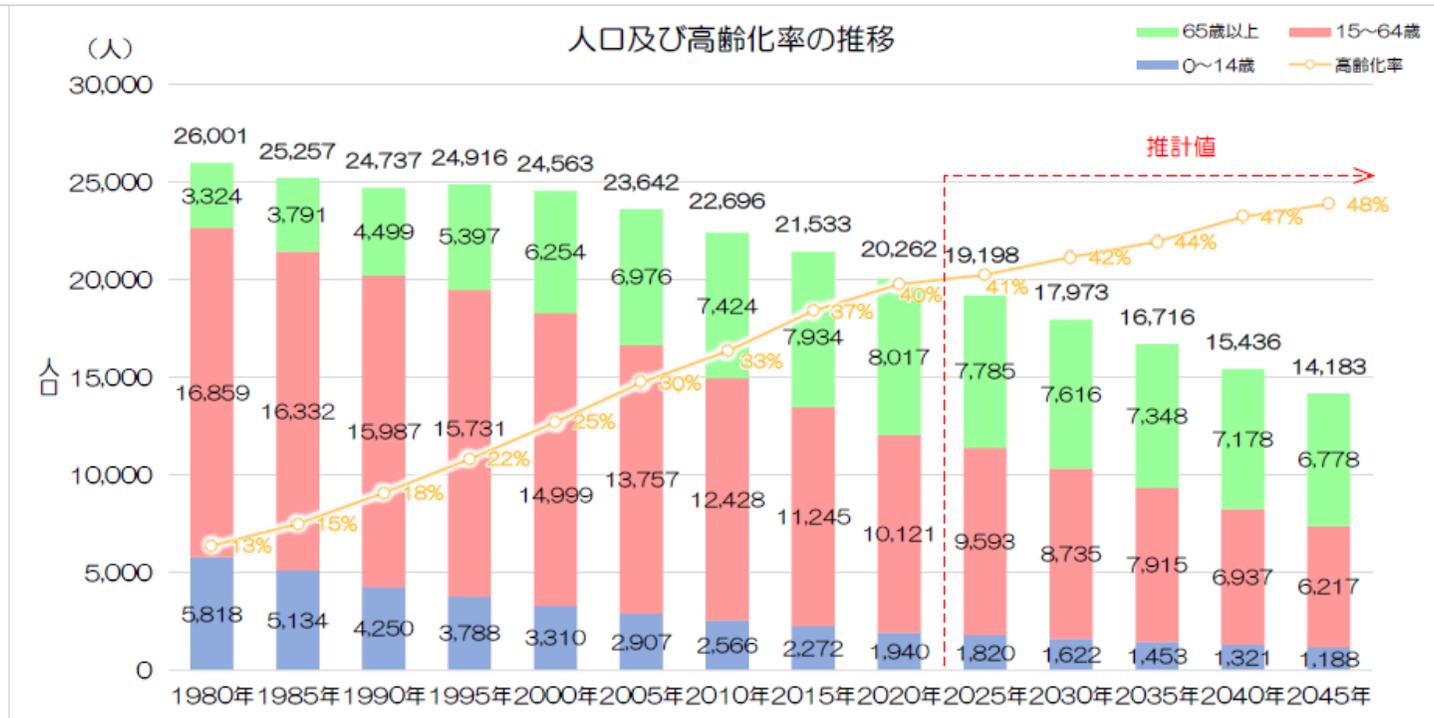
- ・観光資源の維持、活用
- ・観光イベントの開催
- ・観光施設の整備、充実
- ・観光ネットワークの形成、促進
- ・観光情報の発信強化
- ・観光関連団体等との連携、支援
- ・外国人観光客の受け入れ

宿泊税検討経緯について

(3) 白浜町の推計人口と税収等

人口戦略会議が令和6年4月24日に公表した地方自治体「持続可能性」分析レポートにおいて、当町が消滅可能性自治体に挙げられるなど、少子高齢化に伴う急激な人口減少や地域の経済産業活動の縮小に伴い、町税収入の減少が懸念される。

町の人口は2020年から2045年にかけて約30%（6,079人）減少する見込みで、町税収入の減少や測定単位に人口が用いられている普通交付税についても、大幅な減少が予測されることから、新たな財源の確保が重要となる。



※合計値には、年齢「不詳」の人数を含む

出典：実数値：総務省統計局「2020年国勢調査」

推計値：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」

宿泊税検討経緯について

(4)財源の検討について

人口減少に伴い税収等の歳入は減少していくことが見込まれ、町の予算規模は縮小していくことが懸念される中、交流人口を拡大させ、白浜町の地域経済の活性化に大きく貢献する観光振興の重要性が高まっていることから、観光施策を継続的に実施していくための安定的な財源の確保が必要となる。

①自主財源の比較

地方自治体の自主財源として、税・分担金・負担金・使用料・手数料・寄附金等が考えられるが、規模、安定性、継続性の観点から、新たな財源としては、地方税が適当な手段である。

種類	内容	安定性・継続性	受益と負担	規模
地方税	・法定外税 条例で定めて新設する税 ・超過課税 標準税率を超える税率で定めて課税	安定的・継続的な確保が可能	受益者を広く設定し、負担を求めることが可能	対象者の設定などにより規模の確保が可能
分担金 負担金	特定の事業により特に利益を受ける者から、その事業に要する経費に充てるため、受益の限度の範囲で徴収するもの	特定の事業に係るため、安定的であるが、 継続的な確保が難しい	受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要があるが、 受益者の特定が困難	受益者を個別に特定する必要があり、 規模は限定的
使用料	行政財産の使用又は公共施設の利用につき、その反対給付として徴収するもの	安定的・継続的な確保が可能	受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要がある	施設等利用者からの徴収となるため、 規模は限定的
手数料	特定の者の提供する役務に対し、その対価として徴収するもの	安定的・継続的な確保が可能	受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要がある	役務提供先からの徴収となるため、 規模は限定的
寄附金	無償で金銭その他の財産を供与するもの	善意や協力に基づくため、 安定的・継続的な確保が難しい	善意や協力によるため、 受益者が必ずしも負担する必要はない	善意や協力によるため、 規模の確保が想定できない

宿泊税検討経緯について

(4)財源の検討について

②自主財源となる地方税の比較

新たな財源としての租税を検討するにあたり、観光振興といった特定の目的を実現するための財源となることから、地方税の中でも自治体が独自に設けることができ、受益に応じた負担を求める関係が明確である「法定外目的税」の創設、又は既存の法定目的税として「入湯税の超過課税」を検討。

種類	安定性・継続性・受益者負担など
法定外税	法定外普通税 <ul style="list-style-type: none"> ・ 安定的、継続的な確保が可能 ・ 目的税に比べ、受益と負担の関連性が低い ・ 収納した税は一般財源に充当されるため、目的税に比べ、特定の財政需要を満たすことが難しい
	法定外目的税 <ul style="list-style-type: none"> ・ 安定的、継続的な確保が可能 ・ 受益と負担の関連性が明確である ・ 必要な財政需要の規模に応じて、財源確保のための制度設計が可能となる
超過課税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安定的、継続的な確保が可能 ・ 当町では入湯税が候補となる

宿泊税検討経緯について

出典：総務省HP

法定外税の状況

(令和7年7月31日現在)
(令和5年度決算額)
(単位:億円)

令和5年度決算額 817億円 (地方税収額に占める割合 0.19%)		
1 法定外普通税 [542億円(23件(*1))]		
[都道府県]		
石油価格調整税	沖縄県	10
核燃料税	福井県、愛媛県、佐賀県、島根県、静岡県、鹿児島県、宮城県、新潟県、北海道、石川県	293
核燃料等取扱税	茨城県	12
核燃料物質等取扱税	青森県	196
再生可能エネルギー地域共生促進税	宮城県(*2)	-
計	14件	511
[市区町村]		
別荘等所有税	熱海市(静岡県)	5
歴史と文化の環境税	太宰府市(福岡県)	0.7
使用済核燃料税(*3)	薩摩川内市(鹿児島県)、伊方町(愛媛県)、柏崎市(新潟県)、むつ市(青森県)(*2)	17
狭小住戸集合住宅税	豊島区(東京都)	3
空港連絡橋利用税	泉佐野市(大阪府)	4
宮島訪問税	廿日市市(広島県)	2
非居住宅利活用促進税	京都市(京都府)(*4)	-
計	9件(*1)	31
2 法定外目的税 [275億円(48件(*1))]		
[都道府県]		
産業廃棄物税等(*5)	三重県、鳥取県、岡山県、広島県、青森県、岩手県、秋田県、滋賀県、奈良県、新潟県、山口県、宮城県、京都府、島根県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県、宮崎県、熊本県、福島県、愛知県、沖縄県、北海道、山形県、愛媛県	70
宿泊税	東京都、大阪府、福岡県	86
乗鞍環境保全税	岐阜県	0.04
計	31件	157
[市区町村]		
遊漁税	富士河口湖町(山梨県)	0.1
環境未来税	北九州市(福岡県)	11
使用済核燃料税	玄海町(佐賀県)	5
環境協力税等(*6)	伊是名村、伊平屋村、渡嘉敷村、座間味村(沖縄県)	0.3
開発事業等緑化負担税	箕面市(大阪府)	0.6
宿泊税	京都市(京都府)、金沢市(石川県)、倶知安町(北海道)、福岡市(福岡県)、北九州市(福岡県)、長崎市(長崎県)、ニセコ町(北海道)(*2)、常滑市(愛知県)(*2)、熱海市(静岡県)(*2)	102
北海道、札幌市、函館市、小樽市、旭川市、釧路市、帯広市、北見市、網走市、富良野市、赤井川村、占冠村、音更町、弘前市、宮城県、仙台市、岐阜市、高山市、下呂市、鳥羽市、松江市、広島県、熊本市(*7)		
計	17件(*1)	118

合計:71件(法定外普通税23件(*1)、法定外目的税48件(*1)) / 実施団体数:58団体(34都道府県、24市区町村(*1))(重複除き)

*1 件数には、令和7年4月1日現在、条例未施行のものは含んでいない。
 *2 再生可能エネルギー地域共生促進税(宮城県)は令和6年4月1日に、使用済燃料税(むつ市)は令和6年9月24日に、宿泊税(ニセコ町)は令和6年11月1日に、宿泊税(常滑市)は令和7年1月6日に、宿泊税(熱海市)は令和7年4月1日に施行されたものであり、令和5年度の徴収実績はない。
 *3 使用済核燃料税(薩摩川内市、伊方町、柏崎市)、使用済燃料税(むつ市)など実施団体により名称に差異があるが、使用済燃料貯蔵施設への使用済燃料の貯蔵を課税客体とするものをまとめてここに掲載している。
 *4 非居住宅利活用促進税(京都市)の施行予定日は令和11年11月1日である。
 *5 産業廃棄物処理税(岡山県)、産業廃棄物埋立税(広島県)、産業廃棄物処分場税(鳥取県)、産業廃棄物減量税(島根県)、循環資源利用促進税(北海道)など、実施団体により名称に差異があるが、最終処分場等への産業廃棄物の搬入を課税客体とすることに着目して課税するものをまとめてここに掲載している。
 *6 環境協力税(伊是名村、伊平屋村、渡嘉敷村)、美ら島税(座間味村)など実施団体により名称に差異があるが、地方団体区域への入域を課税客体とするものをまとめてここに掲載している。
 *7 条例制定・総務大臣同意後だが未施行の宿泊税。なお、施行予定日は、高山市・下呂市は令和7年10月1日、赤井川村は令和7年11月1日、弘前市は令和7年12月1日、松江市は令和7年12月以降、宮城県及び仙台市は令和8年1月13日、北海道、札幌市、函館市、小樽市、旭川市、釧路市、帯広市、北見市、網走市、富良野市、占冠村、音更町、岐阜市、鳥羽市、広島県は令和8年4月1日、熊本市は令和8年7月1日である。
 *8 四捨五入の関係上、各税目の決算額の合計額が「計」の欄と一致しないことがある。

宿泊税検討経緯について

(4)財源の検討について

③法定外目的税の検討

法定外目的税の検討に当たっては、観光振興を目的とした税とすることや、受益者負担の観点から、観光客の観光活動を課税対象として比較・検討。町民負担を求めない新たな税制度としては、観光活動のうち、把握の容易性や行政コストが低い「宿泊税」が最も適していると考えられる。

観光活動	課税対象	対象の捕捉	徴収コスト
入域	町内への入域	鉄道・バスでの入域は捕捉可能 だが、車での入域の捕捉は困難	入域行為の把握や徴税にコストがかかる
交通利用	町内交通機関の利用	町民と観光客との区別が不可	関係機関が多く、徴税コストがかかる
飲食	飲食店等での飲食行為	町民と観光客との区別が不可	飲食店等の数が多く、飲食の都度徴税するにはコストがかかる
宿泊行為	宿泊施設への宿泊行為	捕捉が容易 町民利用は比較的少ない	施設数が少なく、既存の入湯税 徴収スキームを参照しやすい
お土産等購入	お土産店等での物品購入行為	町民と観光客の区別が不可	お土産店等の数が多く、購入の都度徴税するにはコストがかかる

宿泊税検討経緯について

(4)財源の検討について

④入湯税（超過課税）と宿泊税の比較について

(ア)入湯税（超過課税）

入湯税は鉱泉浴場の入湯行為に対してかかる税金で、地方税法第701条の規定により、町の環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設等の整備や観光振興に要する費用に充てられる目的税。さらなる財源を確保するには、超過課税（入湯税値上げ）を検討することとなる。※参考資料1参照

(イ)宿泊税

宿泊税は旅館業法に規定する旅館等への宿泊に対してかける法定外目的税。地方税法第731条に基づき、条例で定める特定の費用に充てるもの。近年、各自治体において観光振興の財源とすべく、検討・導入が進んでいる。

(ウ)入湯税（超過課税）と宿泊税の比較

	事業者	観光客・町民	行政
入湯税 (超過課税)	<ul style="list-style-type: none"> 既存の徴収方法に変更がないため、比較的導入に対応しやすい 用途が観光振興以外にも充てられることから、宿泊税に比べ、事業者として直接的なメリットが少ない 	<ul style="list-style-type: none"> 用途が観光振興以外にも充てられることから、宿泊税に比べ、観光客にとって観光施策の恩恵が少なくなる 入湯税の課税対象には町民も含まれる 	<ul style="list-style-type: none"> 既存の徴収方法から変更がないため、徴税コストが低い 課税対象者が入湯者に限られているため、収税の規模の確保が難しい
宿泊税	<ul style="list-style-type: none"> より充実した観光施策により、集客数増が見込まれる 新たな税への対応に負担が生じる 	<ul style="list-style-type: none"> 受益者負担の関係性が明確 町民でも宿泊時には課税されるが、入湯税と比較し、その機会の少なから町民負担が少ないと言える 	<ul style="list-style-type: none"> 観光需要に対応するための安定的な財源が確保できる 新たな税を導入するため、事務コストが高む

宿泊税検討経緯について

(5) 宿泊税検討経緯のまとめ

～観光財源として宿泊税が有力視される理由～

(1) 地方財政の仕組み

・観光客の増加によって町税が増えても、地方交付税が減額され、収入増にはそのまま結び付かないが、入湯税などの「法定目的税」や宿泊税などの「法定外目的税」、「法定外普通税」、「協力金」であれば、地方交付税は減額されない。

(2) 税としての特性

- ・「協力金」等と異なり、税として徴収できる強制力がある。
- ・条例で用途を定めることにより、受益と負担の関係を明確にできる。

(3) 宿泊税の利点

- ・課税客体（宿泊者の宿泊行為）が明確であり、公平性も担保できる。
- ・担税力が期待できると共に、一定規模の税収確保が安定的に見込める。
- ・宿泊者と事業者の理解を得ることで、確実に徴収することができる。
- ・導入事例が積み重ねられており、制度設計の見通しがつきやすい。

少子高齢化の進展に伴う急激な人口減少や地域の経済産業活動の縮小に伴い、町税収入の減少が懸念される中、交流人口を拡大させ、白浜町の地域経済の活性化に大きく貢献する観光振興に関する重要性が高まっている。今後、観光施策を継続的に実施していくことを目的とした財源の確保として、規模・安定性・継続性の観点から、受益に応じた負担を求める関係が明確で、町民に負担を求めない新たな税として「宿泊税」を検討する。